

平山法律事務所

～独占禁止法案件を専門的に取り扱う法律事務所～

無料セミナー「独占禁止法を基本から理解する」の御案内  
(東京・大阪・福岡)

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて このたび当事務所主催にて無料セミナーを開催いたしますので御案内申し上げます。

独占禁止法をめぐっては、プラットフォームビジネスをめぐる不公正取引、ビッグデータの不当収集や濫用、事業提携・企業買収・共同研究開発を通じた市場独占、新型コロナウイルス感染拡大対応のための業界における取組など、新たな問題が次々に生じており、検討すべき課題が複雑化しています。それゆえ、新たな問題に柔軟に対応するため「基本」を理解しておくことの重要性が高まっています。

そこで本セミナーでは、前半は不公正取引方法・私的独占、後半は業務提携・企業買収・カルテル分野について、合計約9時間にて基本事項を御説明し、近時のトピックに基本事項がどのように応用されるかについても御紹介いたします。

御多忙中のところ恐縮ですが、貴社における独占禁止法コンプライアンスに御活用いただきたく、御参加いただけましたら幸いに存じます。

敬具

記

日時 【東京A日程】

前半 2020年9月1日(火) 9時30分～15時15分 (12時45分～13時30分 昼食休憩)

後半 2020年9月1日(火) 15時30分～19時30分

【東京B日程】

前半 2020年9月23日(水) 9時30分～15時15分 (12時45分～13時30分 昼食休憩)

後半 2020年9月23日(水) 15時30分～19時30分

【大阪】

前半 2020年8月31日(月) 13時30分～18時30分

後半 2020年9月8日(火) 13時30分～17時30分

【福岡】

前半 2020年8月27日(木) 9時30分～15時15分 (12時45分～13時30分 昼食休憩)

後半 2020年8月27日(木) 15時30分～19時30分

会場 【東京A日程】 一橋講堂 中会議場 (会場を変更しました。)

【東京B日程】 一橋講堂 中会議場 (会場を変更しました。)

【大阪】 大阪大学中之島センター 304 講義室

【福岡】 リファレンス大博多ビル貸会議室 1103 室

定員 【東京A日程】30名（会場座席数 64席）  
【東京B日程】50名（会場座席数 128席）  
【大阪】 30名（会場座席数 105席）  
【福岡】 15名（会場座席数 45席）

お申し込み方法

平山法律事務所ウェブサイト「最新情報」コーナーに掲載されている受付フォームからお申し込みください（<https://hiryamalawoffices.com/>）。

【※新型コロナウイルス感染拡大の状況、会場管理者の決定等により、やむを得ず開催を中止する可能性があります。あしからず御了承ください。】  
【※御来場の際には、マスクの着用など、新型コロナウイルス感染拡大防止への御協力をお願いいたします。】

【担当講師】平山賢太郎（平山法律事務所代表弁護士・九州大学法学部准教授）

公正取引委員会審査官及び独占禁止法研究者としての経験と知見をいかし、独占禁止法案件を専門的に取り扱う弁護士です。

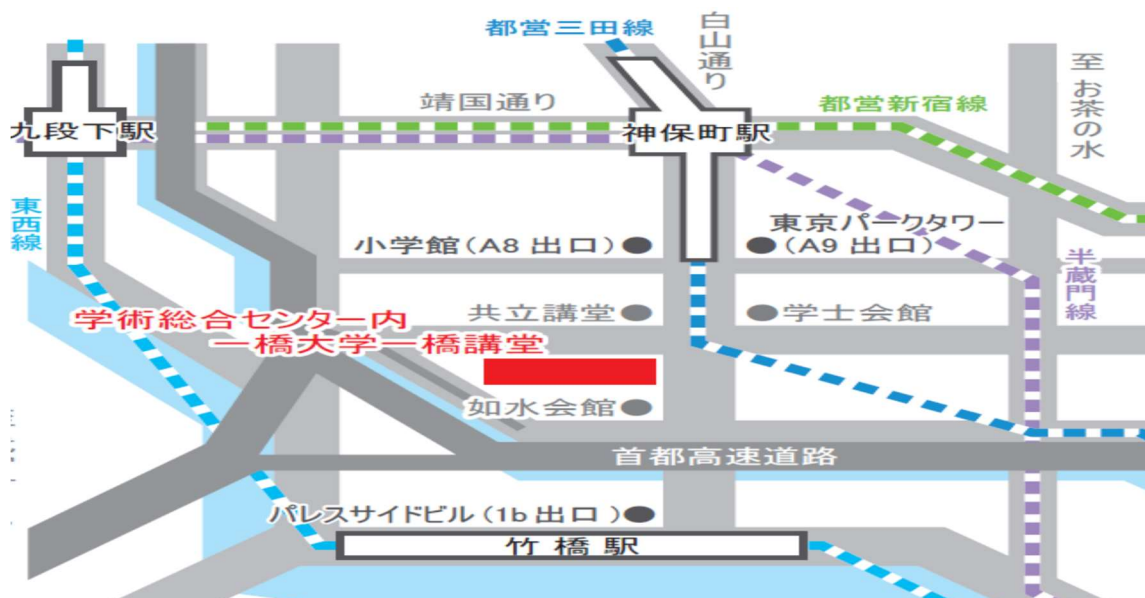
日弁連独禁改正問題ワーキンググループ委員として独占禁止法改正に日弁連の立場から取り組み、公正取引委員会（競争政策研究センター）客員研究員としてプラットフォームビジネスについて公取委幹部職員らとの共同研究に取り組んでいます。

不公正取引事案を公正取引委員会へ申告して立入検査開始の成果を得たり、裁判所に不公正取引差止仮処分を申し立てて認容決定を得たりするなど、独占禁止法を日々の企業活動において積極的に活用するための斬新なアドバイスを御提供しています。

取扱案件の実績や執筆論稿の詳細について、当事務所ウェブサイトをご覧ください。

<https://hiryamalawoffices.com/>

【東京会場（A日程・B日程）】東京メトロ半蔵門線、都営三田線、都営新宿線 神保町駅（A8・A9出口）徒歩4分・東西線 竹橋駅（1b出口）徒歩4分



【大阪会場】地下鉄四つ橋線肥後橋駅より徒歩約10分



【福岡会場】JR 博多駅・地下鉄空港線博多駅 博多口より徒歩7分



# HIRAYAMA Law Offices

## 平山法律事務所

～独占禁止法案件を専門的に取り扱う法律事務所～

公正取引委員会勤務経験を有する弁護士が、独占禁止法・景品表示法関連の法律相談、公取委立入検査・消費者庁調査への対応はもちろん、企業買収の公取委届出手続や外国独禁法に関する御相談にも実務的かつ迅速に御対応します。

### 代表弁護士

平山 賢太郎 (ひらやま けんたろう)

弁護士 (第二東京弁護士会)・九州大学法学部准教授 (経済法専攻)

### 経歴

- 2001年3月 東京大学法学部卒業
  - 2002年10月 司法修習修了 (55期) 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
  - 2007年7月 公正取引委員会事務総局審査専門官〔主査〕(～2010年6月)
  - 2010年7月 英国 Slaughter and May 法律事務所出向 (～2010年12月)
- このほか、法政大学法学部法律学科講師、ロースクール (立教大学・筑波大学) 講師、東京理科大学知的財産戦略専攻准教授及び一橋大学大学院法学研究科講師を歴任

### 公職就任等

平山賢太郎弁護士は、弁護士会・公取委研究所・大学研究会等の幹事等を務めることによって、実務および研究の両面における最新の知見を獲得しています。

- 日本弁護士連合会 独禁改正問題ワーキンググループ 委員
- 第二東京弁護士会 経済法研究会 副代表幹事
- 東京大学 ビジネスロー比較法政研究センター外国競争法事例研究会 幹事
- 公正取引委員会競争政策研究センター 客員研究員  
「プラットフォームをめぐる様々な事業モデルの実証的研究」
- 日本ライセンス協会 理事

### 事務所所在地・連絡先

- 〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-4-16 東京建物八重洲ビル 3階



- 電話 03-6823-5318 / 080-7842-9141 メール info@hirayamalaw.com

## 国際ランキングにおける評価

平山賢太郎弁護士は、信頼性の高い弁護士ランキングにおいて、日本独禁法分野の代表的弁護士の一人として紹介されています。

- 2013年～ Chambers Asia Pacific
- 2015年～ Who's Who Legal: Competition
- 2017年～ Best Lawyers
- 2015年 Global Competition Review 40 Under 40 (日本から唯一の選出者)



Kentaro Hirayama

## 最近（2013年以降）の主な取扱案件

平山賢太郎弁護士は、独禁法理論を戦略的に活用して様々な成果をあげてきました。

### 【公取委への被害申告】

- 独禁法違反行為の被害者である日本企業を代理して取引相手方や競合他社の違反行為を公取委へ申告したところ、公取委が、複数の案件について正式審査（立入検査等）を開始
- 独禁法違反行為によって被害を受けている日本企業を代理して、取引相手方に対して是正を求めたところ、取引相手方が是正措置を講じ、全国紙が1面トップ記事にてこのことを報道

### 【公取委実態調査対応】

- 公取委による複数の実態調査において、調査対象とされた日本企業を代理し、関連取引の実情及び独占禁止法上の論点について上申書を作成して公取委に説明し、公取委との面談を実施

### 【拘束条件付取引事件】

- 立入検査を受けた日本企業に対して審査対応について助言し、排除措置命令を回避

### 【不当廉売事件】

- 立入検査を受けた日本企業に対し公取委審査対応について助言し、排除措置命令を回避

### 【国内カルテル事件】

- 立入検査を受けた事業者・団体に対し審査対応について助言し、排除措置命令を回避

### 【優越的地位濫用事件】

- 立入検査を受けた複数の日本企業に対し、公取委審査対応について助言

### 【景品表示法違反（不当表示）事件】

- 複数の案件において、消費者庁措置命令取消訴訟の提起について日本企業に助言

### 【独禁法民事訴訟・差止仮処分】

- 優越的地位濫用行為に対する賠償請求訴訟において、外国企業に助言
- 優越的地位濫用行為に対する差止・賠償請求訴訟において、日本企業に助言
- 取引拒絶行為の差止めを求める仮処分申立において、日本企業に助言
- 特許権濫用の差止めを求める複数の仮処分申立において、複数の日本企業に助言
- 特許侵害差止訴訟提起の差止めを求める独禁法違反行為差止訴訟において、複数の日本企業に助言
- 税関での特許権侵害物品輸入差止において、独禁法の観点から日本企業に助言

### 【企業結合審査事件】

- 様々な第二次審査（詳細審査）案件において、外国・日本企業に対して助言
- 各国当局への企業結合届出について、各国弁護士と協働して助言

### 【社内調査】

- 独禁法違反行為について、国内法人の調査委員会委員に就任して調査報告書を作成

### 【国際カルテル事件】

- 様々な業種の日本企業・外国企業に対し、各国当局審査対応について助言
- 様々な業種の日本企業従業員に対して、米国・豪州当局による刑事事件調査への対応（犯罪人引渡条約に関する検討を含む）について助言